

## 第9章 主要投資インセンティブ

インドでは、輸出促進、外貨獲得及び雇用創出を振興するため、様々なインセンティブを設けている。主には、経済特別区への優遇措置、輸出型企業に対する優遇措置、そして特定分野やスタートアップ企業に対する優遇措置である。いずれも、国家予算案発表などによる変更が多いため、活用にあたっては最新情報を確認する必要がある。

### 1. 経済特別区（SEZ）

#### (1) 概要

経済特別区（Special Economic Zones : SEZ）は、輸出・雇用振興を目的とした「みなし外国地域（貿易活動や関税などに関して外国領域と同様とみなされる、国内に特別に設置された免税地区）」のことである。ここに立地する入居企業は、一定の条件のもとで各種の税制上の恩典を受けることができる。

こうした連邦ベースの SEZ 施策のほか、各々の州において、州内の工業団地に進出する企業に対し州独自の優遇措置を与えているケースもある。優遇措置の内容は州ごとに、また州との交渉により進出する企業ごとに異なる（日系企業の集積が進む工業団地は「第5章 日インド経済関係」を、各州の工業団地一覧は「地域編」を参照）。

#### (2) 優遇内容

法人税をはじめとする税の優遇が受けられる。詳細は図表 9-1 の通りである。

図表 9-1 SEZ 入居企業における租税優遇措置

項目	入居企業への恩典
法人税	製造活動または役務提供開始から最初の5年間は100%免税、続く5年間は50%免税。収益を再投資することを条件に、さらに5年間の50%免税。ただし、最低代替税は適用される。なお、製造活動を2020年4月1日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。
最低代替税（MAT）	適用（法人税に代わり、約20%のMATを支払う必要がある）
関税	インド国外から調達する商品にかかる100%免税 SEZから海外へ輸出する商品にかかる100%免税 （※なお、SEZ内企業からインド国内企業への販売は輸出と見なされ、関税及びGSTの課税対象となる）
GST（物品・サービス税）	SEZ企業が認可されたオペレーションの目的で、国内一般関税地域（DTA）から物品及びサービスを調達する、または海外から輸入をする場合には、GST課税対象外となる。 また、SEZ企業による他のSEZ企業や国外の顧客への販売についても、GST課税対象外となる。ただし、SEZ企業からDTAへの販売に対しては、通関時にGSTが課せられる。

項目	入居企業への恩典
物品税	原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される物品税が GST に包含された)
中央販売税	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される中央販売税が GST に包含された)
VAT (付加価値税)	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税。(GST 導入後、上記以外の物品に課される VAT が GST に包含された)

### (3) 入居申請

SEZ への入居申請には、自動承認の場合には申請書を SEZ 開発長官 (Development Commissioner, DC) へ提出すると、通常 15 日以内に決定がなされる。個別認可の場合には中央政府の商工省商業局承認委員会 (Board of Approval : BOA) 及び産業政策推進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) に回付され、45 日以内に決定がなされる。

## 2. 輸出型企業に対する優遇措置

### (1) 概要

インド国内で製造した製品全てをインド国外に輸出する場合には、原則として輸出指向型企業 (Export Oriented Unit : EOU) の認定を受けることで、その保有工場を保税工場扱いとすることが可能となる。

なお、IT 機器 (電子ハードウェア及びコンピューターソフトウェア) の輸出を加速的に促進させるため、インド政府は電子ハードウェア技術パーク (Electronics Hardware Thecnology Park : EHTP) 及びソフトウェア・テクノロジー・パーク (Software Technology Park : STP) を導入した。EHTP は、電子ハードウェアの製造及び輸出企業を補助するためのスキームであり、STP はコミュニケーションリンクや物理データを利用した専門サービスの輸出を含むコンピュータウェアの輸出促進のための 100%輸出特化型スキームである。EHTP や STP といった IT 機器に特化した輸出企業への優遇措置の他、バイオ・テクノロジー・パーク (Biotechnology Park : BTP) といったバイオ技術に特化した輸出企業への優遇措置もある。これらのスキームが適用された企業に対しても、以下に示す EOU と同じ優遇措置が適用される。

### (2) 優遇内容

EOU としての認定を受けることで、製造に必要な原材料・部品の輸入関税、製造に関する統合 GST (Integrated Goods and Service Tax) などが一切免除される。

### (3) 留意事項

EOU 認定を受けた場合のインド国内向け販売は、所定の輸入関税などを支払えば、輸出総額（FOB 価格）の 50%を上限として認められる（宝石・宝飾品については 10%が上限）。なお、自動車、アルコール飲料、書籍、紅茶葉、紙製品などについては、国内一般関税地域（DTA）向け販売は認められていない。

## 3. その他の主な投資奨励業種

### (1) 特定分野に対する生産連動型インセンティブ（Production Linked Incentive）

2020 年から 2021 年にかけて、インド政府は戦略分野において、製造業の国際競争力を高め、輸出の強化・輸入の削減を図る目的の下、インセンティブを設けた（対象の分野は「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照）。具体的には、各企業がそれぞれの分野で定められた一定額の投資と売上増を達成した場合に、5 年程度の期間において、当該売上増加分に一定の比率を掛けたインセンティブを受けることができる仕組みとなっている。管轄省庁が設けた募集期間中に、各企業が投資計画を申請し、予め承認を得る必要がある。

### (2) スタートアップ企業に対するインセンティブ

モディ政権は企業の促進、スタートアップ企業の保護を進めている。ただしここで言うスタートアップ企業とは、技術革新、新製品・新サービス開発、雇用や価値の創出をもたらして拡大する高い潜在性のある事業を営む企業であり、日系企業の新規進出自体が必ずしも条件に合うとは限らない点について注意が必要である。